

鈴鹿市農業委員会告示第 1 1 号 農業委員会総会の開催

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 2 7 条の規定により、次のとおり鈴鹿市農業委員会第 3 7 回総会を開催するので、鈴鹿市農業委員会総会会議規則（昭和 3 2 年農委告示第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 3 日

鈴鹿市農業委員会
会長 大塚 和馬

- 1 日時 令和 8 年 8 月 1 4 日（金）午前 1 0 時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館 1 2 階 1 2 0 2 会議室
- 3 事項（1）農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権）
（2）農地法第 3 条の規定による許可申請について（貸借権）
（3）農地法第 4 条の規定による許可申請について
（4）農地法第 5 条の規定による許可申請について（所有権）
（5）農地法第 5 条の規定による許可申請について（貸借権）
（6）農用地利用集積等促進計画について など